

平成31年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただき**均等割額**・**1人当たり4万5379円**と、所得に応じて負担していただく**所得割額**・**(所得金額×33万円)×8.76%**の合計額です。なお、一人当たりの上限額は62万円です。

◆保険料の軽減

世帯主と後期高齢者医療被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額の軽減が判定されます。

◆平成31年度から保険料の軽減率が変わります

所得が33万円以下の世帯で年金収入が80万円以下の方は均等割額の8割を軽減(以前は9割を軽減)

◆保険料の支払方法

年金からのお支払い（特別

徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、

市役所で手続きが必要ですの

で、お問い合わせください。

◆保険料の納期

偶数月の年金から天引き

■普通徴収

7月から翌年2月までの毎月計8回、口座振替または

納付書によりお支払い（途

中で特別徴収となる場合も

あります)

▼保険年金課

☎ 23-3514 FAX 23-0180

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在、皆さんのがお持ちの保険証の有効期限は7月31日で

ただく保険証を、7月中旬か

ら下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。(簡易書留

郵便は、受け取る際に押印までは署名が必要です。配達時

に不在の場合、郵便受に案内

が入りますので、郵便局支店へ再配達の依頼をしていただ

くか、直接受け取りに行つてく

ださい)



らせしています。
「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・11月・翌年3月に郵送します。

利用を希望する方は、かか
りつけの医師や薬剤師にご相
談ください。

◆住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合

あらかじめ申請する必要が
あります。印鑑と身分証明書
をご持参の上、保険年金課ま
たは渥美支所・赤羽根市民セ
ンターへお越しください。(代
理の方が申請される場合は、
代理の方の印鑑と身分証明な
どが必要です)

▼保険年金課

☎ 23-2149 FAX 23-0180

限度額適用認定証等更新をお忘れなく

☎ 100-3584

現在、国民健康保険限度額
適用認定証または限度額適
用・標準負担額減額認定証を

お持ちの方は、今月末で有効
期限が切れます。8月以降も
継続して認定証が必要な方

は、8月1日以降(土日祝日
を除く)に申請をお願いしま
す。7月中は申請できません
のでご注意ください。

※申請書の受付日から2年1
ヵ月前までの未納期間にさか
のぼって申請できます。

毎年4月～翌年3月

毎年7月～翌年6月

毎年4月～翌年3月

毎年7月～翌年6月

毎年4月～翌年3月

毎年7月～翌年6月

毎年4月～翌年3月

毎年7月～翌年6月

毎年4月～翌年3月

合、申請により保険料の納付
が免除・猶予になる制度があ
ります。本人および配偶者、
世帯主の所得で審査します。

◆申請期間

◆免除・猶予期間

◆学生納付特例

◆失業された方

◆必要書類

◆学生の方

◆失業された方

◆学生の方

23-2149 FAX 23-0180
ID 1000088355

ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度